第

1513

号

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2000年)平成12年 3月 8日 水曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

4 代襲相続

Q:父の遺産を相続することになったのですが、私には私自身の財産がそこそこありますので、亡父の遺産のうち私が相続する分を直接私の長男に引き継がせたいと思います。

ところで、代襲相続という制度があると聞きましたが、私が相続権を放棄すると、その 相続権を長男が引き継ぐことができますか。

A:相続の放棄をした場合は、代襲相続の原因にはなりませんので、相続権を長男に直接引き継がすことはできません。

【解説】

ある人の死亡によって相続が開始した場合、 その人(被相続人)と一定の身分関係のある 人が相続人となりますが、この場合、当然相 続人となるはずであった人が、既に亡くなっ ていたり、あるいは相続欠格の事由に該当し ていたり、廃除をされていたりして相続がで きないことがあります。

こういう場合、その相続人に子がいるとき に、その子を相続人として認める制度が代襲 相続です。被代襲者が兄弟姉妹である場合は、 代襲相続は一代に限りますが、被代襲者が子 である場合は、その子がいなければまた、そ の子というように何代にも代襲相続が起こり ます。

ご質問の場合の相続放棄は、代襲相続の原因にはなりませんから、あなたが相続権を放棄されたとしても、長男はあなたの放棄した相続分を代襲相続することはできません。したがって、あなたの相続権を直接長男に引き継がせることはできません。









KIMIYO . I